

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	児玉 昌士
登録番号又は法人番号	2 2 2 8 0 1 5 3
所属する単位会	奈良県行政書士会
事務所名称	行政書士児玉法務事務所
事務所所在地	奈良県磯城郡田原本町唐古 3 3 1 - 2
処分年月日	令和 6 年 9 月 2 5 日（効力の発生は到達した日）
処分内容（種類）	廃業勧告（廃業するまでの間の個人会員の権利の停止を含む。）
上記処分をした理由	令和 5 年 1 月 3 1 日発覚以降現在に至るまでの 1 年半以上の間、事務所を設置しておらず、本会からの再三の督促にも応じず、長期間手続きを行っていないという事実からも、廃業勧告（廃業するまでの間の個人会員の権利の停止を含む。）相当と認めるものである。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	行政書士法第 8 条第 1 項